

周知書

都市計画法における開発行為の一連性の判断について

今回、あなたの土地利用計画については隣接残地を利用しないとのことですので、開発行為の一連性については今回申請された面積で判断しました。

したがって、今回利用する土地が、次に掲げる状態になる以前に隣接残地で土地利用を行う場合は、原則として、今回利用の土地を含めた開発許可申請が必要となりますので相談して下さい。

【開発行為の一連性がないと判断する状態とは】

1. 建築確認行為のとき

- 先行する建築確認行為のすべての建築物の完了検査済証が交付されたとき
- 申請者、土地所有者、代理人、工事施行者または設計者のいずれも関連性が見られない建築確認行為

2. 道路位置指定に係るとき

- 先行する宅地造成行為の目的となるすべての建築物の完了検査済証が交付されたとき
- 建築基準法の道路位置指定完了公告後1年間経過した後に行う宅地造成行為
- 申請者、土地所有者、代理人、工事施行者または設計者のいずれも関連性が見られない宅地造成行為

3. 開発許可行為のとき

- 先行する開発行為が開発許可を受け、当該開発行為の目的となるすべての建築物の完了検査済証が交付されたとき
- 先行する開発行為が開発許可を受け、工事完了公告後1年間経過した後に行う開発行為
- 申請者、土地所有者、代理人、工事施行者または設計者のいずれも関連性が見られない開発行為

上記内容については、隣接残地所有者等に周知いたしました。

令和 年 月 日

(相談者又は代理人) 住所 大和市下鶴間一丁目1番1号

氏名 ○○株式会社 担当者氏名

(連絡先) 氏名 担当者氏名

電話 046-XXX-XXXX

担当課記入欄

受付番号	—	受付日		明細地図	P	-	-	プロット	<input type="checkbox"/>
------	---	-----	--	------	---	---	---	------	--------------------------

決裁

まちづくり計画課			建築指導課		
担当	係長・主幹	課長	担当	係長・主幹	課長

【計画概要】

申請者	住所	大和市下鶴間一丁目1番1号	
	氏名	〇〇株式会社 代表取締役 〇〇 〇〇	
土地所有者	住所	大和市下鶴間一丁目31番7号	
	氏名	■■ ■■	
予定建築物用途	専用住宅	(6 区画)	
所有している土地の地番及び面積	大和市 下鶴間一丁目3041番1及び2	1,520	m ²
申請地番及び面積	大和市 下鶴間一丁目3041番1	951	m ²
残地の土地利用状況及び面積	駐車場	所有面積から申請面積を減算して記載してください。	569 m ²
残地とする理由	引き続き、駐車場として利用する。 下記【残地の条件】を参考に理由を記入ください。		

【残地の条件】

残地として認められる土地は、下記のいずれかに該当する場合とする。

- ① 既に土地利用が図られている土地（月極駐車場、畑等で利用方法を変更しない場合）。
※既存建築物の敷地として残す場合については、開発行為の一連性の判断対象外（周知書提出不要）。
- ② 土地利用は図られていないが、従前からフェンス等で区画され、一体的土地利用がみられない土地。
- ③ 所有権が既に申請者以外（申請者と事業上関連のある者は除く）に移転している土地。
- ④ 勾配が45度を超える土地など、地形等の条件により土地利用が困難な土地。
- ⑤ 未利用地として残す理由が明確な概ね100 m²以上の土地で、フェンス等工作物で区画するなど、利用状況が客観的に区分されていることが確認できる土地。

決裁後、副本を返却します。

【提出書類】 正・副 各一部

- ① 周知書（本紙）
- ② 委任状
- ③ 案内図（申請地をピンク色、残地部分を黄色に着色表示）
- ④ 公図（申請地をピンク色、残地部分を黄色に着色表示）
- ⑤ 土地の登記簿謄本（計画地、残地共）
- ⑥ 土地利用計画図（申請地をピンク色、残地部分を黄色に着色表示）
- ⑦ 求積図
- ⑧ 土地所有者一覧（申請地及び残地の隣接地）

申請者が手続きを行わない場合、委任状(申請者の押印要)が必要です。委任状の様式はありませんが、「周知書」の手続きを委任していることが判断できる内容としてください。

申請地及び残地の隣接地の資料を提出ください。
(④公図に追記することでも構いません。)

【提出先】

大和市役所 まちづくり部まちづくり計画課
開発指導係
TEL 046-260-5430